

# 自然体験活動総括指導者 (コーディネーター)

## 講習会講師ハンドブック

令和4年3月

全国体験活動指導者認定委員会

---

# も く じ

---

自然体験活動統括指導者 （コーディネーター）	2
1. 青少年教育における体験活動	3
2. 学校教育における体験活動	5
3. 自然体験活動の特質	8
4. 対象者理解	10
5. 自然体験活動の指導	12
6. 自然体験活動の安全管理	14
7. 自然体験活動の企画・運営	16
ガイダンスと試験	18

---

---

# 自然体験活動総括指導者（コーディネーター）

## 「目的」

自然体験活動総括指導者（コーディネーター）養成講習会は、指導者像に掲げる指導者を養成し、青少年をはじめとする多くの人々の自然体験活動を推進するために実施する。

## 「指導者像」

自然体験活動事業の企画・実施の総括責任者になるとともに、リーダー及びインストラクターを指導する。

- ①自然体験活動事業を企画・運営・評価する。
- ②リーダー及びインストラクターに対して、自然体験活動事業のねらいを伝え、指導方針の共通理解を図る。
- ③自然体験活動事業全体の安全管理を行う。

## 「主な目標」

1. 生涯学習社会における体験活動を理解する。
2. 学校教育における体験活動の展開について理解する。
3. 地域社会と自然体験活動の関わりを理解する。
4. 多様な対象者について理解し、対応できる。
5. 自然体験活動事業の指導体制を理解する。
6. 安全管理上の体制づくりと法規を理解する。
7. 自然体験活動事業の企画と運営と評価ができる。
8. 自然体験活動総括指導者（コーディネーター）にかかわる仕組みと役割を理解する。

## 「科目と時間数」

1. 青少年教育における体験活動	1. 5時間
2. 学校教育における体験活動	1. 5時間
3. 自然体験活動の特質	3. 0時間
4. 対象者理解	4. 5時間
5. 自然体験活動の指導	3. 0時間
6. 自然体験活動安全管理	3. 0時間
7. 自然体験活動の企画・運営	9. 0時間
ガイダンスと試験	1. 5時間
合計	27. 0時間

## 「目標」

生涯学習社会における体験活動を理解する。

- ①生涯学習について理解する。
- ②青少年期の体験活動の重要性について理解する。
- ③青少年の体験活動を推進するための取り組みについて理解する。

## 「主な講習内容」

生涯学習社会における体験活動を理解する。

- ①生涯学習について理解する。
  - ・教育基本法に我が国の教育の理念が述べられていること。
  - ・生涯学習・生涯学習社会の概念について理解すること。
  - ・生涯学習社会における青少年教育の位置付けを理解すること。
  - ・家庭教育、学校教育、社会教育など、様々な教育場面で体験活動を推進することが重要であること。
  - ・生涯学習社会において家庭教育、学校教育、社会教育の連携が重要であること。
  - ・各年齢期に対する体験活動の効果については、青少年期における体験活動が効果的であること。
- ②青少年期の体験活動の重要性について理解する。
  - ・各年齢期において、様々な体験活動を適切に提供することが大切であること。
  - ・小学校・中学校、高校では、それぞれ自然体験活動、職場体験活動、奉仕活動などの体験活動を行うことになっていること。
  - ・青少年期における「体力・気力の低下」「いじめ」「不登校」「引きこもり」「ネット依存」「子供の貧困」「体験格差」などの様々な課題の解決の方法として体験活動が有効であること。
- ③青少年の体験活動を推進するための取り組みについて理解する。
  - ・地域全体で子供たちの活動を支援する取り組みを提示すること。  
例)「学校支援地域本部」「放課後子ども教室」「土曜授業」等)
  - ・国民運動としての体験活動を支援する取り組みを提示すること。  
例)「早寝早起き朝ごはん」「体験の風をおこそう運動」等)
  - ・社会教育施設が中核となって地域と連携しつつ活動している取り組みを提示すること。  
例) 公民館, 図書館, 博物館などの取り組み)
  - ・体験活動や読書活動を応援する子ども夢基金

## 「留意点」

- (1) 「教育基本法」や内閣府の「子ども・若者白書」・「青少年育成施策大綱」・「子ども・若者ビジョン」、文部科学省の「文部科学白書」、国及び都道府県や国立青少年教育振興機構等が出している青少年教育に関する調査報告等を活用する。
- (2) 資料を活用したり、グループや全体討議を取り入れたりするなど、学習意欲を高めるよう工夫する。

## 「参考資料」

- ・教育基本法，社会教育法，学校教育法などの関連法規
- ・中央教育審議会答申  
「次代を担う自立した青少年の育成に向けて～青少年の意欲を高め、心と体の相伴った成長を促す方策について～（答申）」H19. 1. 30  
「今後の青少年の体験活動の推進について（答申）」H25. 1. 21
- ・青少年白書（内閣府 HP）  
<http://www8.cao.go.jp/youth/wakugumi.html>
- ・文部科学白書（文部科学省 HP）
- ・土曜日の教育活動推進プラン（文部科学省 HP）
- ・青少年育成施策大綱、子ども・若者ビジョン  
<http://www8.cao.go.jp/youth/wakugumi.html>
- ・早寝早起き朝ごはんコミュニティサイト  
<http://www.hayanehayaoki.jp/>
- ・体験の風をおこそう運動  
<http://www.niye.go.jp/>
- ・子どもゆめ基金事業  
<http://yumekikin.niye.go.jp/>
- ・調査研究資料（国立青少年教育振興機構）  
「青少年の体験活動等と自立に関する実態調査」H22. 10. 14  
「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」H22 年度  
「子供の生活力に関する実態調査」報告書 H27. 5

# 学校教育における体験活動 【90分】 90分×1コマ

## 「目標」

学校教育における体験活動の展開について理解する。

- ①学校教育における体験活動の位置づけを理解する。
- ②集団宿泊活動の計画・実施・評価・改善について理解する。
- ③集団宿泊活動における配慮事項について理解する。

## 「主な講習内容」

学校教育における体験活動の展開について理解する。

- ①学校教育における体験活動の位置づけを理解する。
  - ・学校教育における体験活動と法的な関係について、教育基本法や学校教育法の改正により「体験活動の充実」が示されたこと。
  - ・学校教育における体験活動と関連する中央教育審議会の答申等について理解すること。  
学習指導要領の改訂の趣旨が示された「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」をはじめ、「教育振興基本計画について」や「令和の日本型学校教育の構築を目指して」など各答申等で示された「体験活動の充実」などについて理解すること。
- ②集団宿泊活動の計画・実施・評価・改善について理解する。
  - ・集団宿泊活動を位置付けた年間指導計画の作成から集団宿泊活動の実施計画、学習指導案等の作成、現地学習の実施、評価・改善について理解すること。
  - ・集団宿泊活動や体験活動を行う上で、学校が行う集団宿泊活動の特質を生かした「カリキュラム・マネジメント」により「社会に開かれた教育課程」の実施に関すること。
  - ・集団宿泊活動における特別活動の「見方・考え方」や「資質・能力の三つの柱」（「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」）、「資質・能力の重要な三つの視点」（「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」）について理解すること。
  - ・集団宿泊活動における「主体的・対話的で深い学び」の実現に関すること。
- ③集団宿泊活動における配慮事項について理解する。
  - ・児童の成長を促す集団宿泊活動の在り方に関すること。
  - ・教員の組織等と総括指導者（コーディネーター）の連携について理解すること。
  - ・児童の意欲を高める事前指導・現地学習・事後指導について理解すること。
  - ・集団宿泊活動における「いじめ」の防止や早期発見・早期対応の重要性に関すること。
  - ・児童生徒理解に基づく「体罰の禁止」に関すること。（対象者理解との関連）
  - ・体験活動で得られた成果をその後の学校生活に生かしていくこと。

## 「留意点」

- (1) 文部科学省の施策・通知、中央教育審議会の答申や各都道府県教育委員会等の各種統計資料など、最新の情報を活用する。
- (2) 本講習は、学校教育における体験活動の中でも、各都道府県における集団宿泊活動の先進的な事例を参考に集団活動の計画・実施・評価・改善の在り方等について具体的な事例をあげて進めることとする。

## 「参考資料」

- ・「体験活動事例集～体験のススメ～」(H17・18 豊かな体験活動推進事業より) H20. 1
- ・体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知) H25. 3. 13 文部科学省初中局・スポーツ青少年局
- ・学校教育における「集団宿泊活動」の手引き H26. 3 国立青少年教育振興機構
- ・「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」 H28. 12. 21 中央教育審議会
- ・小学校学習指導要領、学習指導要領解説特別活動編 H29. 3 告示 文部科学省
- ・「第3期教育振興基本計画について(答申)」 H30. 3. 8 中央教育審議会
- ・「児童生徒の学習評価の在り方について(報告)」 H31. 1. 21 中央教育審議会
- ・特別活動指導資料「みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動」(小学校編) H31. 1 国立教育施策研究所教育課程研究センター
- ・「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)」 H31. 3. 29 初等中等教育局長通知
- ・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 小学校・中学校 特別活動 R2. 3 文部科学省 国立教育政策研究所
- ・「令和の日本型学校教育」の構築を目指して ～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申) R3. 1. 26 中央教育審議会

## 「目標」

- (1) 地域社会と自然体験活動の関わり的重要性と連携方法を理解する。
  - ①自然体験活動の意義を、哲学的視点や倫理的観点から再確認する。
  - ②地域社会と自然体験活動の関わりを理解する。
  - ③地域との連携方法を理解する。

## 「主な講習内容」

- (1) 地域社会と自然体験活動の関わり的重要性と連携方法を理解する。
  - ①自然体験活動の意義を、哲学的視点や倫理的観点から再確認する。
    - ・土地と風土に潜む力の大切さを理解する。
    - ・多様性の価値を認め、持続可能な社会のあるべき姿を知る。
  - ②地域社会と自然体験活動の関わりを理解する。
    - ・地域の自然環境と自然体験活動の関わりを理解すること。
    - ・地域の文化、歴史、生活などと自然体験活動の関わりを理解すること。
    - ・地域の農業、林業、水産業、観光業などと自然体験活動の関わりを理解すること。
  - ③地域との連携方法を理解する。
    - ・自然体験事業の企画と運営を通して、地域と連携する。
    - ・地域資源のコーディネートを通して、地域と連携する。
    - ・地域の指導者・ボランティアへの支援を通して、地域と連携する。

## 「留意点」

- (1) 自然体験活動が様々な視点で地域と関わっていることを受講者に意識させる。
- (2) 受講者に具体的な地域をイメージさせる。
- (3) 自然体験活動は、地域の活性化につながることを自覚させる。
- (4) 地域の資源が教育力を持っていることを理解させる。
- (5) 地域資源とは、自然、文化、歴史、生活、産業、人、組織等のことを言う。

## 「参考資料」

- ・環境教育（日本環境教育学会編）教育出版
- ・地域からのエコツーリズム（敷田麻実編）学芸出版社
- ・協働でひろがる森づくりコーディネーター術（辻井寛、今永正文）全国林業改良普及協会
- ・インタープリター・トレーニング（津村俊光・小林毅・古瀬浩史・増田直広編）ナカニシヤ出版
- ・野外教育の理論と実践（星野敏男・金子和正監修 自然体験活動研究会編（小森伸一責任編集）杏林書院
- ・奇跡のむらの物語（辻英之編）農文協・学校と地域でつくる学びの未来（土曜日の教育活動の推進、学校支援地域本部、放課後子ども教室等）  
<http://manabi-mirai.mext.go.jp/>
- ・ソーシャル・イノベーションとしての自然学校（西村仁志）みくに出版
- ・エコミュージアム・理念と活動（日本エコミュージアム研究会編）牧野出版
- ・まちミュージアムガイドブックシリーズ（特定非営利活動法人つなぐ）  
<http://www2a.biglobe.ne.jp/~yamaiku/>

## 対象者理解 【270分】 90分×3コマ

### 「目標」

- (1) 多様な対象者に対する効果的な理解と対処方法を理解する。
- (2) グループ活動を通じた対象者理解の方法を理解する。
- (3) スタッフ等に対するスーパービジョン（指導や助言）のねらいや方法を理解する。  
※スーパービジョンとは、資質向上のため、熟練した指導者（スーパーバイザー）が示唆や助言を与えながら行う教育の事。

### 「主な講習内容」

- (1) 多様な対象者に対する効果的な理解と対処方法を理解する。
  - ・対象者への効果的な指導には、スタッフ間で事例検討会（ケース会議）を開催するなどして情報を共有することが大切であり、その方法や留意点を理解する。
  - ・事例から個別的な理解とその対処方法について検討するような実習を行う。
- (2) グループ活動を通じた対象者理解の方法を理解する。
  - ・グループ活動では、一般的な目的（集団の共通の目的）と個別な目的（個人の目的）があること。
  - ・グループの活動では、個人の状態とグループの状況という2つの視点をもたなければならないこと。
  - ・グループ活動では、個人の成長、個人間のコミュニケーション、および人間関係の促進をはかる対応をめざすこと。
  - ・グループの持つ機能と効果について理解すること。
  - ・グループの発展段階における対象者理解の視点について理解すること。
  - ・グループのマネジメントの視点を理解すること。
- (3) スタッフ等に対するスーパービジョン（指導や助言）のねらいや方法を理解する。
  - ・ワークショップやロールプレイなどがリーダーやボランティアの自己理解に役立つことを理解すること。
  - ・リーダー、ボランティアの対象者理解を支援するためには、スーパービジョンが必要であること。
  - ・スーパービジョンには、リーダーやボランティアの指導の質を高めるための教育的機能や自己肯定感を持って前向きに指導に取り組むことを援助するための支持的機能があること。
  - ・スタッフの心理的損傷や脱落を防ぐためには心理的なケアが必要なこと。

## 「留意点」

- (1) 多様な対象者の理解や対処のためには、様々な観点から理解につとめようとする必要がある。  
また、その理解が固定された先入観とならないような柔軟性も必要であることを理解させる。
- (2) 実際の指導場面では、対象者の理解や対処方法を柔軟に修正してゆく心構えが大切であること。
- (3) 自然体験活動は、主にグループ活動であるが、グループ機能と個人の成長の関連から対象者を理解する視点の必要性を認識すること。
- (4) 対象者理解のためにはリーダーやボランティアの自己理解や自己成長が不可欠であることを理解させる。

## 「参考資料」

- ・心理臨床家のための「事例研究」の進め方，山本力・鶴田和美編著，北大路書房，2001
- ・エンカウンター・グループのファシリテーション，野島一彦，ナカニシヤ，2000
- ・グループアプローチ入門，安部恒久，誠信書房，2010
- ・グループという方法，武井麻子，医学書院，2002
- ・対人援助のスーパービジョンーよりよい援助関係を築くためにー，植田寿之，中央法規，2005
- ・チームワークの心理学，ウェスト.M（下山晴彦監修・高橋美保訳），東京大学出版会，2014
- ・グループサイコセラピー理論と実践（中久喜雅文・川室優訳），西村書店，2012

## 自然体験活動の指導 【180分】 90分×2コマ

### 「目標」

- (1) 自然体験活動事業の遂行に必要な指導体制について理解する。
- (2) 自然体験活動事業の目的を達成するための指導体制の整備について理解する。

### 「主な講習内容」

- (1) 自然体験活動事業の遂行に必要な指導体制について理解する。
  - ・効果的に自然体験活動事業を実施するために質の高いスタッフや適切な人数を配置すること。
  - ・効果的に自然体験活動事業を実施するためにスタッフの事前のトレーニングを実施すること。
  - ・リーダーやインストラクター、その他のスタッフがそれぞれの役割を認識していること。
  - ・自然体験活動事業の最中に、スタッフが共通理解するための方法を確立し、それぞれが理解していること。
  - ・自然体験活動事業の目的や内容や方法をスタッフが共通理解し、行動に移せること。
  - ・地域社会や諸団体との連携、事業協力体制を確立し、スタッフが共通理解していること。
- (2) 自然体験活動事業の目的を達成するための指導体制の整備について理解する。
  - ・効果的に自然体験活動事業を実施するために活動場所、グループ構成、実施時間、道具等の環境を整備すること。
  - ・事業全般についてのリスク管理、スタッフの安全に対する指導体制を整備すること。
  - ・効果的に自然体験活動事業を実施するための、各種マニュアルを整備すること（指導マニュアル、運営マニュアル、スタッフミーティングマニュアル、事前トレーニングマニュアル等）。

### 「留意点」

- (1) 指導体制を理解するために、できるだけ具体的な事例を提示しながら進めること。
- (2) 本講義の展開は、座学形式ばかりでなく、参加主体のワークショップ形式を用いて進行しても良い。
- (3) 地域社会や諸団体との連携や事業協力体制について考える際には、地元関係者や関係団体より、ゲストを招いて意見等を聞くことも良い。
- (4) 指導体制を理解するために、参加者からの事例など取り上げ、ケーススタディーしながら進める方法も良い。
- (5) 指導体制の項目は、多岐にわたるため、焦点を絞って講座を展開すること。

## 「参考資料」

- ・ 野外教育の理論と実践（自然体験活動研究会編） 杏林書院
- ・ キャンプ指導の安全と健康管理（野間口英敏） お茶の水書房
- ・ キャンプ指導のQ&A（野間口英敏） 遊戯社
- ・ キャンプカウンセリング入門（斉藤仲次） 明治図書
- ・ マネジメント（P. F. ドラッカー） ダイヤモンド社

# 自然体験活動の安全管理 【180分】 90分×2コマ

## 「目標」

- (1) 安全管理体制づくりを理解する。
- (2) 安全管理上の関係法規と保険を理解する。

## 「主な講習内容」

- (1) 安全管理体制づくりを理解する。
  - ・ 事故防止のリスクマネジメント（安全管理）と事故発生時に対応するためのクライシスマネジメント（危機管理）があることを理解すること。
  - ・ 事業における安全管理の対象はヒト、モノ、カネ、情報であること。
  - ・ 組織における安全管理の対象は施設、天災、個人情報、組織運営であること。
  - ・ リスクマネジャーとその役割について関すること。  
※リスクマネジャーとは、自然体験活動推進協議会が唱える「自然体験活動における安全管理者認定制度」において、組織運営における安全管理者を指す。
- (2) 安全管理上の関係法規と保険を理解する。
  - ・ 自然体験活動における法的責任を理解する。
  - ・ 自然体験活動における安全対策の成果を上げるための方策について理解する。
  - ・ スタッフの安全行動を動機づける方策について理解する。
  - ・ 自然体験活動に関連した法規を理解すること。
    - 事業実施における関連法令
    - 施設管理における関連法令
    - その他の法令
  - ・ 保険の適用範囲など、保険の内容を理解すること。
  - ・ コンプライアンス(法令遵守) に則った事業運営が行われるようにすること。

## 「留意点」

- (1) 一般的なポイントを提示することも大切であるが、できるだけ事例を交え具体的なことを説明する。
- (2) まずは、どのような法律が関係しているのかを理解すると同時により具体的にどのようにマニュアルに落とし込むのかといった事例を紹介する。
- (3) 安全管理の方策を理解するために、事故の判例を使うことも良い。

## 「参考資料」

- ・自然体験指導者のための安全対策読本 安全で豊かな自然体験を提供するために（財団法人日本レクリエーション協会）
- ・自然体験活動のリスクマネジメント（NPO 法人自然体験活動推進協議会）
- ・野外教育入門 やさしくわかる自然体験活動（星野敏男・川嶋直・平野吉直・佐藤初雄）小学館
- ・自然体験活動安全管理ハンドブック（NPO 法人国際自然大学校）
- ・自然とのふれあい活動における安全対策マニュアル策定調査報告書（NPO 法人自然体験活動推進協議会）
- ・野外教育における安全管理と安全学習（星野敏男・金子和正監修）杏林書院
- ・ケーススタディスポーツアクシデント（伊藤堯）体育・施設出版

## 自然体験活動の企画・運営 【540分】 90分×6コマ

### 「目標」

- (1) 自然体験活動事業の企画方法を理解する。
- (2) 自然体験活動事業の運営方法を理解する。
- (3) 自然体験活動事業の評価方法を理解する。

### 「主な講習内容」

- (1) 自然体験活動事業の企画方法を理解する。
  - ・事業企画にはマーケティングの意識を持つての参加者（ターゲット）理解が必要なこと。
  - ・事業企画にはねらいが必要なこと。
  - ・事業のねらいと参加者理解とのバランスが必要なこと。
  - ・参加者、活動場所、季節などの条件に適した講師やスタッフを配置すること。
  - ・事業企画は特にヒト、モノ、カネ、情報を意識することが重要であること。
  - ・収支バランスの取れた企画を立てること。
- (2) 自然体験活動事業の運営方法を理解する。
  - ・事業の目的や目標をスタッフと共有することが重要であること。
  - ・活動プログラムや活動場所、参加者やスタッフなどに対する総合的なリスクマネジメントが必要なこと。
  - ・運営の際には指導者（リーダーやインストラクター）への指示と権限委譲の適切なバランスが求められること。
  - ・チームとしてあるいは組織的に運営することが重要であること。
  - ・広報や宣伝の媒体にはチラシ、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット（メール、SNS）などがあり、使い分けること。
  - ・会計管理、労務管理の概要を知っておくこと。
- (3) 自然体験活動事業の評価方法を理解する。
  - ・次回につなげるためには質の向上を意図した事業評価が必要不可欠であること。
  - ・評価は参加者・主催者・クライアント・保護者などによって異なるが、できるだけ多くの視点や評価方法から得るほうが望ましいこと。
  - ・目標管理が重要であり、評価の項目・観点や評価基準を企画段階から作成しておくことが大切であること。
  - ・教育活動としての評価は、表現が難しいが継続して取り組むべき課題であること。
  - ・収支結果も評価の対象となること。
  - ・スタッフの労務環境等も評価の対象となること。

## 「留意点」

- (1) コーディネーターが自然体験活動事業のすべてにおいて責任を持つという覚悟が、良い企画と適切な運営に必要であることを伝える。
- (2) 主な講習内容(1)、(2)、(3)の講義の中ではできるだけ具体的な企画例・運営例・評価例を示すと共に、実習も可能とし、理解を深めてもらうよう工夫すること。
- (3) 主な講習内容(1)、(2)、(3)の時間配分については、実習等の工夫により講習の判断とする。

## 「参考資料」

- ・自然体験.COM「自然体験活動の企画運営マニュアル(全2回)」  
<http://www.shizen-taiken.com/library.html#planning>
- ・森林環境教育プログラム事例集 ふれあい まなび つくる (全国森林組合連合会)
- ・森林環境教育プランニング事例集 おもい つどい はじめる (全国森林組合連合会)
- ・森林環境教育評価・マネジメント事例集 えがき はぐくみ ふりかえる (全国森林組合連合会)
- ・森林環境教育プログラム事例集②ー地方自治体編ー したしみ きづき まなぶ (全国森林組合連合会)
- ・実践・自然学校運営マニュアルー国際自然大学校20年の極意 (佐藤初雄・桜井義維英) 山と溪谷社
- ・教育評価(梶田叡一) 有斐閣双書
- ・マネジメント基本と原則(P.F.ドラッカー) ダイヤモンド社

## ガイダンスと試験 【90分】 90分×1コマ

※この項目は主任講師（講習管理者）が行うこと。

### 「目標」

自然体験活動総括指導者（コーディネーター）にかかわる仕組みと役割を理解する。

- ①自然体験活動指導者認定制度の自然体験活動総括指導者（コーディネーター）にかかわる仕組みを理解する。
- ②自然体験活動総括指導者（コーディネーター）の役割を理解する。

### 「主な講習内容」

自然体験活動総括指導者（コーディネーター）の役割を理解する。

- ①自然体験活動指導者認定制度の自然体験活動総括指導者（コーディネーター）にかかわる仕組みを理解する。
  - ・自然体験活動推進協議会の指導者制度、文部科学省委託事業自然体験活動指導者養成事業など、これまでの指導者養成の変遷があること。
  - ・全国体験活動指導者認定委員会、同自然体験活動部会、自然体験活動指導者養成カリキュラムの概要、資格内容などの資格認定制度のこと。
  - ・自然体験活動指導者養成講習会の中で使う用語のこと。
  - ・資格認定に伴う手続きのこと。
  - ・概論Ⅲ履修後の「演習Ⅲ」受講手続きのこと。
  - ・資格認定後の受講認定団体における自然体験活動総括指導者（コーディネーター）として活動できる情報に関すること。
- ②自然体験活動総括指導者（コーディネーター）の役割を理解する。
  - ・自然体験活動総括指導者（コーディネーター）の役割と内容のこと。
  - ・自然体験活動総括指導者（コーディネーター）の主な役割に関すること。
- ③試験を実施する。
  - ・試験の方法・時間・合格点等の説明に関すること。
  - ・試験を実施すること。

## 「留意点」

- (1) 自然体験活動指導者認定制度の説明については、統一した説明資料を使って説明する。
- (2) 自然体験活動指導者養成講習会で使用する用語については、統一した説明資料を使って説明し、共通理解を図ってから講習を開始する。
- (3) ガイダンスについては60分とし、講習会の最初と最後に行うこととするが、講習会の組み方によっては、複数回に分けてガイダンスすることも可能とする。
- (4) 試験については、原則として、講習内容に基づいて、知識的な事項については選択式穴埋め問題などの択一式問題として、上級指導者としての理念的な重要事項は自由記述の論述問題として、バランスよく主任講師（講習管理者）が作成する。また、認定試験の時間は30分とし、合格は100点満点中60点に設定する。論述問題の採点基準については、あらかじめ設定しておく。配点は受講者に説明する。
- (5) 試験結果の告知方法及び合格・不合格の場合の手続き方法について説明する。

## 「参考資料」

- ・ 自然体験活動指導者認定制度の統一した説明資料
- ・ 自然体験活動指導者養成講習会で使用する用語の統一した説明資料
- ・ 認定手続き等に必要の様式集